

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年3月5日
京都市文化市民局地域自治推進室

京都市デジタル地域ポイントの愛称募集

京都市では、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民1人につき5,000円相当分のデジタル地域ポイントの給付を予定しています。

ついては、市民の皆様や店舗運営の事業者様に、「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付」事業をより広く知っていただくとともに、事業参加への機運を醸成するため、愛称の募集を行います。

【愛称の募集】

- 応募期間 令和8年3月6日（金）～3月19日（木）
- 応募資格 京都市在住及び市内に通勤・通学の方
- 応募方法
 - ・ WEB 応募
所定のフォームに必要事項を入力の上、応募してください。
URL→https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11200
 - ・ 郵送応募
区役所・支所等に配架する所定の応募用紙（別紙）に必要事項を記載の上、「京都市文化市民局地域自治推進室デジタル地域ポイント給付担当 京都市デジタル地域ポイント愛称募集宛」に郵送してください。
 - ・ 応募時の記載事項
住所、氏名、電話番号、愛称（ふりがな）案、愛称の説明（ネーミングの理由など）
- 応募作品に係る留意事項
 - ・ 難しい文字は控え、誰でも親しみやすいものとする
 - ・ 公序良俗に反するものでないこと
 - ・ 自作の未発表のものとし、第三者の権利を侵害しないものとする
 - ・ 1人につき1点とすること（複数応募の場合は、最新のもののみを有効とする）
- 選定方法
応募作品の中から市民の皆様に愛着を持っていただくことができる1作品を選定します。
- 選定結果の公表
令和8年3月30日（月）に京都市情報館等で公表します。
- 表彰等
選定された愛称を提案いただいた方の中から、抽選で5名の方に1万円相当の京都市特産品をプレゼントします。



二次元コード

- その他
 - ・ 選定された愛称の著作権その他一切の権利等は京都市に帰属します。
 - ・ 応募作品の著作権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
 - ・ 応募に伴う個人情報については、本募集に関する目的以外には使用しません。

【市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業概要】

国の経済対策の交付金を活用し、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民の皆様へデジタル地域ポイントの給付を行うもの。

● 給付対象者

事業期間中に京都市に住民登録がある者で、同期間内にマイナンバーカードを用いて本人認証を行った者。

● 給付時期

令和8年夏頃

● 給付方法

スマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、マイナンバーカードによる本人認証を行い、市民お1人につき、5,000円相当分のポイントを給付します（登録された市内の店舗で利用可能）。

スマートフォン等をお持ちでない方については、別途制度をご利用いただく手法を検討中です。

● 留意事項

1 市民の皆様

デジタル地域ポイントの給付には、マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードについては、申請から受取まで一定のお時間を要します。取得されていない方は、お早めにご申請いただきますようお願いいたします。

2 店舗等事業者の皆様

本事業の参加店としてご登録をお願いします（詳細が決まり次第、京都市情報館等でご案内します。）。



本事業に乗じた詐欺に御注意ください！

京都市職員等関係者が、マイナンバーや個人情報、暗証番号などを伺うことや通帳、キャッシュカードを受け取ることは絶対にありません！

<お問合せ先>

- ・ デジタル地域ポイントに関するお問合せ
市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）コールセンター
050-2030-3370

※ 相談時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）

- ・ マイナンバーカードの取得に関するお問合せ

京都市マイナンバーカードセンター

075-746-6855

※ 開庁時間：月・水曜日：午前9時から午後7時 その他：午前9時から午後5時

（祝休日・年末年始等を除く。）